

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

佐賀国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は、申立期間当時は学生であった。国民年金保険料は納付しており、平成5年4月に就職したため厚生年金保険に加入した。

社会保険事務所(当時)に自分の年金記録を確認したところ、平成4年7月1日付けで国民年金の資格を喪失し、保険料が還付されていることが分かった。申立期間の国民年金保険料が還付される理由も無いし、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時、申立期間を含む平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料を前納していたことが確認できる。

また、資格喪失の事務処理については、申立人が平成5年4月1日に厚生年金保険に加入した際、本来、社会保険事務所は同日付けで国民年金被保険者資格喪失に係る事務処理を行わなければならなかったにもかかわらず、4年7月1日付けで資格喪失とする誤った事務処理が行われたものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると申立期間を含む平成4年7月から6年3月までの納付済みの国民年金保険料が還付されているが、申立期間については、申立人が厚生年金保険等に加入していない期間であり国民年金の強制加入期間であったことから、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月

昭和43年9月は、国民年金の未加入期間となっているが、夫が会社を退職した当時、「夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い保険料を納付した。」と聞いたことを記憶している。

夫の国民年金保険料は納付となっているのに、私の国民年金が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和43年9月12日であることが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金の強制加入対象者であることが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、オンライン記録によると、申立期間以降の国民年金保険料については、申立人夫婦共に納付済みであることが確認できる上、申立人が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年4月まで

平成7年1月に国民年金に加入し、母から「A社会保険事務所(当時)から来たという女性に、『申立期間の国民年金保険料が未納となっているので納付してください。』と言われたので、納付した。」と聞いた。

その後、保険料納付の督促を受けたことは記憶にない。

国民年金加入期間は保険料をすべて納付し、申立期間の国民年金保険料も納付しているはずで、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者記録により平成7年7月に払い出されていることが推認できるとともに、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の母は、社会保険事務所(当時)の職員からの納付勧奨により保険料を納付したと供述しているが、オンライン記録によると申立期間は未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されず、申立人の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 2 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
昭和 17 年 12 月に A 学校を繰り上げて卒業し、18 年 1 月下旬ごろから、B 社 C 事業所に勤務した。同社では、D 職種の職員として、業務に従事した。

社会保険事務所（当時）に労働者年金保険の記録照会をしたところ、B 社 C 事業所での資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日になっており納得がいかない。

申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する B 社 C 事業所の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社で D 職種の職員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社 C 事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び労働者年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人について、昭和 19 年 6 月 1 日資格取得、20 年 11 月 15 日資格喪失と記載されていることが確認でき、それ以前に申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した記載は見当たらない。

また、申立人と一緒に A 学校を卒業して B 社 C 事業所に入社した同僚及び昭和 16 年 4 月から D 職種の職員として同社に入社したと供述している申立人が記憶する同僚も、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、19 年 6 月 1 日に資格取得と記載されていることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、厚生年金保険法（旧法）の施行日である昭和 19 年 6 月 1 日に申立人及び申立人が記憶する同僚を含む 791 人の

資格取得者が記載されており、その全員の備考欄に「改」の印が押されているところ、年金事務所は、「昭和19年6月1日に労働者年金保険法が厚生年金保険法（旧法）に改正され、被保険者の範囲が拡大されたことに伴い、新たに被保険者となった者について『改』の印が付されている。」と説明していることから、B社C事業所が、19年6月1日の法改正に伴い、当該791人の従業員について、資格取得の手続を行ったものと考えられる。

加えて、B社C事業所関連の資料の一部を保管しているE社は、申立期間当時の資料が無いため、保険料控除の有無及び資格の得喪の届出を行ったか否か等の申立期間当時の事情についてはすべて不明であると回答しており、申立人が申立期間において事業主により給与から労働者年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。